

II. 単位制度と単位の認定

1. 単位制度

大学の学修はすべて単位制になっています。単位制とは、すべての科目に一定の単位数が定められており、その科目を履修申請して単位を修得し、定められた卒業要件単位数を満たすことで卒業が認定される制度です。

(1) 単位とは

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

(2) 授業方法と授業時間、単位の計算方法

授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法またはこれらの併用により行うものとします。

『講義』：教員の解説を中心にして学ぶことを主とした授業。

『演習』：研究・発表・討議・活動などを行うことを主とした授業。

物事に習熟するために、繰り返し学ぶことや実際に規定し学ぶことを主とした授業。

『実験』：ある理論や仮説を確認するために、実際に経験することを主とした授業。

『実習』：知識や技術を、実際の現場で、または実物を用いて学ぶことを主とした授業。

『実技』：技術や演技などを実際に行うことを主とした授業。

いずれの方法においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とします（学則第24条）。なお、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業外に必要な学修（予習・復習等）を考慮して、標準的な授業時間数を次のとおり定めます。

① 講義、演習

15時間の授業と30時間の授業外での学修（予習・復習等。以下同じ）をもって1単位とするものと30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とするものがあります。

② 実験、実習、実技

30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とします。ただし、授業科目によっては45時間の授業をもって1単位とするものがあります。

③ 上記①及び②の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して定められた時間の授業と授業外の学修をもって1単位とします。

④ 卒業研究等の授業は学修の成果を評価して、適切な単位を定めます。

※各時限は90分で行われますが、2時間として計算します。

(3) 単位の認定

1つの授業科目に定められた単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- ① 単位の認定を受けようとする科目について履修申請をすること。
- ② その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。(予習、復習を含む)
- ③ 科目のシラバス(講義概要)の成績評価の方法と基準により、合格(60点以上)をすること。

2. 履修申請制度

履修申請とは、科目を履修するための手続きです。この登録をしなければ、仮に授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることができません。履修申請は学修計画の基礎となるものであり、すべて自分の責任において取り組まなければなりません。

履修申請は、各学期当初の定められた期間に行います。その方法についての詳細は「Ⅳ. 履修申請」を参照してください。履修申請の際には綿密に履修計画を立ててください。

3. 卒業要件単位及び学位の授与

卒業は大学が定める教育課程の修了であり、「学士」の学位が授与され、その証明が卒業証書・学位記です。卒業するためには、大学が定める教育課程(カリキュラム)にしたがって学修し、所定の単位数を修得しなければなりません。

(1) 卒業要件

本学において、卒業認定を得ようとする者は、次の2つを満たさなければなりません。

① 所定在学年数

本学の教育課程(カリキュラム)を修了するには、4年以上在学しなければなりません。休学した場合は自動的に卒業が延期されます。

② 所定単位の修得

それぞれの入学年度ごとに示された科目配置表に基づき、科目区分、領域からそれぞれ指定された単位数を取得し、教育課程(カリキュラム)全体から要卒単位として定められている単位数を修得しなければなりません。

入学年度ごとの所定単位の修得については「学部・入学年度ごとの卒業要件単位数表」を確認してください。

(2) 卒業の時期

卒業認定は、毎年度末（3月）に行います。ただし、教授会が必要と認めるときは、在学期間が4年以上の者について前学期終了時（9月）に卒業を認定することがあります。

4. 他大学等で修得した科目の単位認定

本学に入学する以前、または在学中に他大学等で単位を修得した学生には、申請があればその科目を本学の単位として認定することがあります。認定は教授会の議を経て行われます(学則第28条、第29条)。

5. 休学、退学等の学籍異動

(1) 休学

病気その他の理由で3カ月以上修学することができない者は、休学することができます。休学期間は1学期または1学年を区分とします。休学しようとする者は、「休学願」を学務・学生支援グループに提出してください。病気による場合は診断書が必要です。

休学期間中の学費（授業料、実践・実習教育費等）は、休学しようとする学期の始まる前日（前学期3月31日、後学期9月30日）までに所定の手続きを済ませたときには徴収されません。また、休学期間は在学年数に参入しません。すなわち、休学した場合は自動的に卒業期が延期されますので、このことを念頭において手続きをしてください。

(2) 復学

休学の理由がなくなり復学を願い出るものは、「復学願」を学務・学生支援グループに提出し、復学することができます。

(3) 退学

家庭の事情や一身上の都合により修学が不可能な者は「退学願」を学務・学生支援グループに提出して下さい。退学の手続きを行う際には、その学期の学費を完納していなければなりません。

懲戒処分による退学は、学則の規程によります。

(4) 再入学

退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に入学を許可することがあります。

(5) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍とします。除籍処分については、学則の規程によります。

- ・ 学則に定める在学年限を超えた者
- ・ 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなおこれを納付しない者
- ・ 学則に定められた休学期間を超えても復学できない者
- ・ 長期間にわたり行方不明の者
- ・ 入学手続きを終えて就学意思のない者

(6) 復籍

学納金未納による除籍者で復籍を希望する者は、除籍後所定の期間内に限り復籍を願い出ることができます。復籍しようとする者は、「復籍願」を学務・学生支援グループに提出するとともに未納分の学納金を納入しなければなりません。

情報学部

—2020 年度以降の入学生—

情報学科

卒業要件

科目区分		必修	選択			合計
			選択必修			
共通教育 科目	外国語科目群	4 単位	—	2 単位	4 単位	6 単位
	一般教養科目群	—	18 単位*1	4 単位		22 単位
	全学共通科目群	4 単位	10 単位*2	8 単位		22 単位
専門教育 科目	PBL	20 単位	—	—	4 単位	20 単位
	情報専門基礎	6 単位	—	—		6 単位
	専門科目群	—	12 単位*3	36 単位		48 単位
卒業要件単位 合計		34 単位	40 単位	50 単位	4 単位	128 単位*

*1 人文系、社会系、自然系からそれぞれ 6 単位以上修得すること、そのうち自然系からは、「数学基礎Ⅰ」、「数学基礎Ⅱ」、「線形代数基礎」、「微分積分基礎」、「多変量解析」、「線形計画法」、「線形代数」、「微分積分」のうちから 4 単位以上を修得すること

*2 このうち「地域理解科目」から 10 単位以上修得すること

*3 いずれかのトラックの実践系、基盤系、理論系からそれぞれ 4 単位以上を修得すること

※ 合計欄の縦の合計には、共通教育科目または専門教育科目全体からの選択 4 単位を含む。